政令第百二十八号

国民年金法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第二十七条の四第三項、第二十七条の五第三項、第八十七条第六項、第九十四条第三項並びに附則第九条の三の二第八項及び第九条の四の三第一項、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第四十三条の四第五項及び第四十三条の五第五項（これらの規定を同法附則第十七条の四第十項において準用する場合を含む。）、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号）第二条及び第三条（これらの規定を同法附則第二条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（国民年金法施行令の一部改正）

第一条　国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項ただし書中「平成二十六年三月」を「平成二十七年四月」に、「平成二十七年四月」を「平成二十八年四月」に改め、同項の表を次のように改める。

平成十八年度	○・○八二
平成十九年度	○・○六六
平成二十年度	○・○五一
平成二十一年度	○・○三九
平成二十二年度	○・○二六
平成二十三年度	○・○一七
平成二十四年度	○・○一〇
平成二十五年度	○・○〇四

第十四条の九第一項の表を次のように改める。

平成十八年度	○・○八二
平成十九年度	○・○六六
平成二十年度	○・○五一
平成二十一年度	○・○三九
平成二十二年度	○・○二六
平成二十三年度	○・○一七
平成二十四年度	○・○一〇
平成二十五年度	○・○〇四

第十四条の九第二項第一号中「各月に」を「各月（法附則第九条の四の三第一項の承認の日の属する月前十年以内の期間の各月に限る。）に」に、「同項」を「前項」に改め、同項第二号中「平成十六年度」を「平成十七年度」に改め、「各月」の下に「及び平成十八年度に属する各月（法附則第九条の四の三第一項の承認の日の属する月前十年以内の期間の各月を除く。）」を加える。

（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第二条　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第百三十六条第一項の表中「二七、八〇〇円」を「二八、〇〇〇円」に、「五五、七〇〇円」を「五六、一〇〇円」に、「八三、五〇〇円」を「八四、二〇〇円」に、「一一一、三〇〇円」を「一一二、二〇〇円」に、「一三九、二〇〇円」を「一四〇、三〇〇円」に、「一六七、一〇〇円」を「一六八、四〇〇円」に、「一九五、〇〇〇円」を「一九六、六〇〇円」に、「二二二、九〇〇円」を「二二四、七〇〇円」に、「二五〇、七〇〇円」を「二五二、七〇〇円」に、「二七八、五〇〇円」を「二八〇、七〇〇円」に、「三〇六、三〇〇円」を「三〇八、八〇〇円」に、「三三四、二〇〇円」を「三三六、九〇〇円」に、「三六二、〇〇〇円」を「三六四、九〇〇円」に、「三八九、八〇〇円」を「三九二、九〇〇円」に、「四一七、七〇〇円」を「四二〇、〇〇〇円」に、「四四五、五〇〇円」を「四四九、一〇〇〇円」に、「四七三、三〇〇円」を「四七七、一〇〇〇円」に、「五〇一、二〇〇円」を「五〇五、二〇〇円」に、「五二九、二〇〇円」を「五三三、四〇〇円」に、「五五七、〇〇〇円」を「五六一、五〇〇円」に、「五八四、九〇〇円」を「五八九、六〇〇円」に、「六一二、七〇〇円」を「六一七、六〇〇円」に、「六四〇、五〇〇円」を「六四五、六〇〇円」に、「六六八、三〇〇円」を「六七三、六〇〇円」に、「六九六、一〇〇円」を「七〇一、七〇〇円」に改める。

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令の一部改正）

第三条　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）の一部を次のように改正する。

別表中「八・七三七」を「八・七七六」に、「八・二三〇」を「八・二六六」に、「七・七四八」を「七・七八三」に、「七・二九二」を「七・三二五」に、「六・八六〇」を「六・八九一」に、「六・四五〇」を「六・四八〇」に、「六・〇六二」を「六・〇九〇」に、「五・六九四」を「五・七二〇」に、「五・三四五」を「五・三七〇」に、「五・〇一四」を「五・〇三八」に、「四・七〇〇」を「四・七二三」に、「四・四〇三」を「四・四二五」に、「四・一二二」を「四・一四二」に、「三・八五五」を「三・八七四」に、「三・六〇一」を「三・六二〇」に、「三・三六二」を「三・三七九」に、「三・一三四」を「三・一五一」に、「二・九一九」を「二・九三四」に、「二・七一四」を「二・七二九」に、「二・五二一」を「二・五三五」に、「二・三三七」を「二・三五二」に、「二・一六三」を「二・一七六」に、「一・九九八」を「二・〇一〇」に、「一・八四二」を「一・八五三」に、「一・七〇五」に、「一・五五三」を「一・五六四」に、「一・四二〇」を「一・四三〇」に、「一・二九四」を「一・三〇三」に、「一・一七五」を「一・一八三」に、「一・〇六一」を「一・〇六九」に、「〇・九五四」を「〇・九六二」に、「〇・八五二」を「〇・八五九」に、「〇・七五五」を「〇・七六二」に、「〇・六六四」を「〇・六七〇」に、「〇・五七七」を「〇・五八三」に、「〇・五〇一」に、「〇・四一七」を「〇・四二三」に、「〇・三四三」を「〇・三四八」に、「〇・二九七」を「〇・二九一」に、「〇・二四二」を「〇・二四七」に、「〇・一九四」を「〇・一九九」に、「〇・一四八」を「〇・一五三」に、「〇・一三一」を「〇・一三六」に、「〇・一〇〇」を「〇・一〇五」に、「〇・〇九六」を「〇・〇七七」に、「〇・〇八二」を「〇・〇八七」に、「〇・〇六一」を「〇・〇六六」に、「〇・〇四七」を「〇・〇五一」に、「〇・〇三四」を「〇・〇三九」に、「〇・〇二六」を「〇・〇二二」に、「〇・〇一三」を「〇・〇一七」に、「〇・〇〇六」を「〇・〇一〇」に改め、同表に次のように加える。

平成二十五年度	○・○〇四

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第四条　厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項の表改定率改定政令別表第一第二号から第十九号までの項中「第十九号」を「第二十号」に改める。